

令和 7 年度 能代市市民まちづくり活動支援事業 募集要領（2 次募集）

1. 趣旨

市民が主体となって、地域の課題の解決にビジネスの手法を活用し、又は地域資源を活用してまちづくりに取り組むことにより、市民参画のまちづくりの推進に資するため、自主的にまちづくり活動を行う市民団体に対し交付する「市民まちづくり活動支援事業補助金」について、申込団体を募集するものです。

2. 申込みできる団体

次の要件をすべて満たす団体が申込みできます。

- ・主たる活動の拠点が市内にあること。
- ・5 人以上の団体であり、代表者及び構成員の過半数が市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- ・営利活動（コミュニティビジネスの立ち上げを除く）、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

3. 対象事業と補助金額

次の要件をすべて満たす事業が対象となります。

- ・令和 7 年度中に、事業を終了して実績報告書を提出できること。
- ・地域活性化の効果が期待できること、又は、人材の育成に資すること。

【補助メニュー】

対象事業	補助額
① 地域資源を活用した市民参画型のイベント等	補助対象経費の 3 分の 2 以内 上限 3 0 万円（千円単位）
② その他市民参画による自主的なまちづくりを推進する事業又はその準備事業	
③ 地域の課題の解決を図るためのコミュニティビジネスの立ち上げ ※開業後 3 年をめぐり、地域課題解決に寄与していると見込まれるもの。	補助対象経費の 1 0 分の 9 以内 上限 9 0 万円（千円単位）

※交付できる補助金は市の予算の範囲内ですので、認定されても補助申込金額を下回る場合があります。

※交付回数について、①②は同一年度内 1 団体 1 回、③は同一事業につき原則 1 回となります。

【対象としない事業】

- ・事業の内容が、法令又は市の各種計画等に反する事業
- ・事業の効果が、特定の個人又は団体に帰属する事業
（団体等のお楽しみ行事に類するもの、創立何周年のような記念行事に類するもの等）
- ・国、県その他の団体の補助金又は市の他の補助金の交付を受ける事業

4. 補助対象経費

事業を実施するために必要な経費が補助対象です。

ただし、次のような経費は対象となりませんので、ご注意ください。

- ・団体・施設の維持・運営に要する経費
- ・会員同士や事業に直接関係のない飲食費
- ・会員等の資産形成に資するもの
- ・申請時の内容と大きくかけ離れた経費

5. 事業選考

- ・事業の選考にあたっては、プレゼンテーションを開催し、申込団体から審査会委員へ事業の内容や目的などを説明していただきます。

プレゼンテーションの日時・場所は、追ってお知らせします。

- ・審査会の評価結果をもとに、認定の可否を決定し、後日申込団体に個別に通知するほか、市のホームページ等で公表します。

なお、審査を経て認定するため、新たな工夫等を除き、事業計画の変更はできません。

6. 選考基準

次の5つの評価項目により審査を行う予定です。

評価項目	審査の視点
① 必要性	・地域の課題又は地域資源が、現状をとらえて明確となっているか等
② 計画性	・実現可能な手法、スケジュール、予算で事業計画が立案されているか等
③ 妥当性	・事業実施のための必要経費として妥当か等
④ 将来性	・補助終了後も継続的な活動が見込まれるか等
⑤ 総合評価	・補助の趣旨に合致した事業か等

7. 応募方法

所定の申込書を市民活力推進課へメール、郵送又はご持参ください（10. 提出先をご参照ください）。

申込様式は市民活力推進課（本庁舎1階）、二ツ井地域局総務企画課（二ツ井町庁舎1階）、市民活動支援センター（勤労青少年ホーム内）に置いているほか、市のホームページにも掲載しています。

<提出書類>

- ①令和7年度 能代市市民まちづくり活動支援事業補助金の申込について
- ②令和7年度 能代市市民まちづくり活動支援事業補助金申込書
- ③令和7年度 補助事業収支予算書
- ④コミュニティビジネスに関する計画書（※コミュニティビジネスの立ち上げの事業のみ）

※必要に応じて、関連資料、見積書等を添付してください。

※事業内容・事業PR資料を添付する場合は、A4サイズ5枚以内とします。

※事業計画にチラシ、ポスター等の印刷物について、作成する時期により補助対象にならない場合もありますので、あらかじめ問い合わせください。

※事業の中で、飲食の経費が必要な場合においては、必要性を十分に考慮した上で金額の設定を行ってください。

8. 募集期間

令和7年6月25日（水）～7月9日（水）まで（※土日祝日を除く）

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）

※書類に不備があると受付できませんので、期間に余裕を持って提出してください。

9. 主なスケジュール

6月25日（水）～7月9日（水）	申込書の受付
7月中旬～7月下旬（予定）	プレゼンテーション、認定審査会（非公開）
8月上旬（予定）	認定可否の決定 補助金交付申請書（事業計画書、収支予算書）の提出
補助金交付決定後 <u>※事業着手（支出）は、原則として市の交付決定後となります。</u>	補助金の概算払い（1/2以内、口座振込）を受けられます。 事業の実施、領収書・出納簿（経理関係書類）や事業記録（写真等）の管理
事業終了後1カ月以内又は 令和8年3月31日の早い日まで	補助金実績報告書（事業実績書、収支決算書、経理関係書類の写し、写真等）の提出
補助金額確定後1カ月以内	補助金の支払（口座振込）

10. 提出先（問合せ先）

〒016-8501 能代市上町1-3

能代市企画部市民活力推進課

（電話 89-2212 E-MAIL katsuryoku@city.noshiro.lg.jp）